# 令和6年度

# 第1回上尾市不登校対策推進委員会 資料



令和6年7月11日(木)

上尾市教育委員会

# 目 次

資料 1
令和5年度報告について・・・・・・・・・・・・1
資料 2   令和6年度計画について・・・・・・・・・・2
<ul><li>資料 3</li><li>民間施設等連絡会について・・・・・・・・・3</li></ul>
資料 4 民間団体活用に係る助成金及び補助金についての先行自治体の対応状況について・・・・・・・・・・・・・4
資料 5 上尾市教育センター「不登校児童生徒保護者の会」(仮称)について・・・6
参考資料
・おおやサテライト資料
・上尾市不登校対策基本方針
・不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導
を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

# 令和5年度上尾市不登校対策推進委員会報告

## 1 令和5年度の調査・検討事項

令和5年3月に策定した上尾市不登校対策基本方針をもとに、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒について、学校として適切に評価し、より良く支援することにつなげるために、「不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」(民間施設等に関するガイドライン)を中心に調査・検討を行った。

# <各回における調査・検討事項>

令和5年7月	委嘱・任命式及び第1回委員会					
	(1) 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指					
	導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて					
	(2) 民間施設等へ通う不登校児童生徒への経済的支援について					
	(3) 校内支援センターについて					
	(4)学校適応指導教室分室について					
10月	第2回委員会					
	(1)不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指					
	導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて					
令和6年2月	第3回委員会					
	(1) 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指					
	導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて					
	(2) 校内支援体制の構築について					

#### 2 調査・検討の成果

上尾市不登校対策基本方針に続いて、委員会での調査・検討をもとに、民間施設等に関するガイドラインを策定した。

このガイドラインの活用を通じて、学校と民間施設の有機的な連携について指導・助言し、長期欠席児童生徒への支援のさらなる充実を図る。

### 3 次年度以降への課題

以下のことについて、次年度以降に検討していく必要がある。

- (1) 民間施設等に関するガイドラインについては運用の中で必要に応じて改訂していく
- (2) 関係者の連携の在り方(学校や保護者、関係機関の役割、関係機関連絡会等)
- (3) 不登校関係資料の活用(月例報告の活用、刊行物の内容精査等)
- (4) 保護者への啓発(意識高揚、保護者の会実施等)

# 令和6年度上尾市不登校対策推進委員会計画

# 1 令和6年度の検討事項

- (1)関係者の連携の在り方 多様な学びの場の確保、民間施設との連携、民間施設等連絡会 等
- (2) 保護者を支えるための支援(保護者の会等)

# 2 スケジュール

令和6年7月	委嘱・任命式及び第1回委員会					
	○関係者の連携の在り方					
	・多様な学びの場の確保					
	→おおやサテライト報告					
	→民間施設と学校の連携状況確認					
	・民間施設等連絡会(事務局案をもとに検討)					
	・民間施設等を利用する保護者への経済的支援					
	(昨年度の調査・検討の報告及び今年度の検討事項の再確認)					
	○保護者を支えるための支援					
	・保護者の会(事務局案をもとに検討)					
	→令和6年10月に実施予定					
10月	第2回委員会					
	○関係者の連携の在り方					
	・民間施設等連絡会(第1回の検討をもとに再検討)					
	→令和7年1月に実施予定					
	・民間施設等を利用する保護者への経済的支援(状況報告)					
	・教育センターによる民間施設訪問状況報告					
	・学校と保護者、関係機関の連携の在り方					
	○保護者を支えるための支援					
	・保護者の会 (第1回の検討をもとに事務局から計画を提示)					
令和7年2月	第3回委員会					
	○関係者の連携の在り方					
	・民間施設等連絡会 (実施報告と来年度に向けた検討)					
	・民間施設等を利用する保護者への経済的支援(状況報告)					
	・おおやサテライト状況報告					
	・学校と保護者、関係機関の連携の在り方(第2回をもとに再検討)					
	→令和7年5月の不登校対策コーディネーター研修会で周知予定					
	○保護者を支えるための支援					
	・保護者の会(実施報告と来年度に向けた検討)					

#### 民間施設等連絡会について

- 1 目 的 不登校児童生徒を支援する民間施設等と学校、教育委員会間の連携を促進し、該当児童生徒及びその保護者等への支援を充実させる。
- 2 日 時 令和7年1月 日()15時00分から16時00分まで
- 3 場 所 上尾市青少年センター会議室2・3

# 4 参加者

- (1) 民間施設等の代表者
- ①上尾市内で不登校児童生徒の支援を行う民間施設等を代表する者
- ②上尾市外で上尾市の不登校児童生徒の支援を行う民間施設等を代表する者
- (2) 上尾市立小・中学校長を代表する者
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) その他、参加する必要があると認められる者

# 5 内 容

- (1) 民間施設等と学校、教育委員会との相互理解・連携の促進に関すること
- (2) 民間施設間で相互理解・連携の促進に関すること
- (3) 民間施設等と本人・保護者への支援等に関すること
- (4) その他、教育委員会が必要と認めること
- 6 実施方法 会場集合型で実施(状況によってはオンラインも検討する)

# 7 その他

- (1) 本会の事務局は上尾市教育センターに置く。
- (2) 本会は年1回実施することとする。
- (2) 本会の進行は、上尾市教育センター主幹が行う。
- (3) 参加者には、事務局から文書等で出席を依頼する。委嘱・任命等は行わない。
- (4) 参加者の選定にあたっては、上尾市の不登校児童生徒の支援を3か年以上続けて行っていること、市内小・中学校との積極的な連携を進めていることを目安とする。

民間団体活用に係る助成及び補助金についての先行自治体の対応状況まとめについて

# 1 保護者対象

	,· -	I		
市町村 (都道府県)	対象者	対象	金額上限	備考
茨城県	保護者	授業料等	月 15,000円	住民非課税世帯
	経済的事情			要保護世帯
	1 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 -			準要保護世帯
<b>千葉市</b>	保護者	学習塾・習い事	月 10,000円	市登録事業者
(千葉県)		などの費用		  要保護・準要保護
※政令市				小学5・6年
				クーポン助成
千葉市	保護者	活動費	年 小 1,600 円 中 2,310 円	要保護・準要保護
(千葉県)		活動・通所合算	年 小47,800円 中 83,210円	学校が出席扱い
※政令市				市教委確認あり
大阪市	保護者	サービス利用の	月 10,000円	学校外教育サービス
(大阪府)		経費		登録事業者
※政令市				小5~中3
東京都	保護者	利用料	月 20,000円	欠席日数問わない
総務部				通所型施設
鳥取県	市町村	通所費	月 6, 600 円	県民税+市民税の所
		交通費・実習費	月 小 1,500 円 中 3,000 円	得割額の合計
				257, 500 円未満
鳥取市	保護者	通所費	月 13, 200円	県教委が認める施設
(鳥取県)		交通費・実習費	月 小 3,000 円 中 6,000 円	
※中核市				
倉吉市	保護者	通所費	月 20,000円	県教委が認める施設
(鳥取県)		交通費・実習費	月 小 3,000 円 中 6,000 円	
湯梨浜町	保護者	授業料	月 20,000円	交通費は定期券購入
(鳥取県)		交通費	月 小 3,000 円 中 6,000 円	県教委が認める施設
大山町	保護者	通所経費	月 20,000円	県教委が認める施設
(鳥取県)				
上越市	保護者	入学費	1回小 75,000円 中 100,00円	生活保護世帯
(新潟県)		入寮費	1回小50,000円 中50,000円	県民税+市民税の所
		学習費	月 小 20,000 円 中 22,500 円	得割額の合計
		寮費	月 小 7,500 円 中 7,500 円	500,700 円未満
		食費	月 小 17,500 円 中 20,000 円	教育委員会認定
		体験利用費	日 小 3,000 円 中 3,000 円	学校が出席扱い
草津市	保護者	授業料	月 40,000円	不登校 30 日以上
(滋賀県)				週1回以上通所
				認定施設のみ
甲賀市	保護者	授業料	月 40,000円	不登校 30 日以上
(滋賀県)		交通費	月 10,000円	週1回以上通所
				認定施設のみ
宇部市	保護者	授業料に相当す	月 20,000円(就学援助費対象)	不登校 30 日以上
(山口県)		る経費	月 13,000円(その他)	週1回以上通所
	<b></b>			認定施設のみ
江北町	保護者	入学準備金	1回 20,000円	学校が出席扱い
(佐賀県)		通所経費・交通費	月 40,000円 (月 20,000円)	(教育支援センター)

鎌倉市	保護者	月ごとの利用料	月 利用料当の3分の1の額	実績報告書3月ごと
(神奈川県)			上限 10,000 円	年4回要提出
こどもみらい部				認定施設のみ
つくば市	保護者	月額利用料	上限 20,000 円	対象施設条件あり
(茨城県)				

# 2 民間施設対象

2 民间施設	<u>^13^</u>			
市町村	対象者	対象	金額上限	備考
(都道府県)				
鳥取県	民間施設	指導員人件費	<年額>4,000,000円	県教委要件あり
		カウンセラー謝金		ガイドライン
		活動費・施設維持費		指導員配置基準など
茨城県	フリースク	運営にあたり必	<年額>1,000,000円	通所者3名以上
	ール	要な経費		週3日以上開所
				連絡協議会参加
東京都	フリースク	サポートプラン作成等経費	月 週5 247,000円	
	ール	安全体制整備費	年 1,000,000円	防犯・事故対策等
総務部		安全体制管理日	年 50,000 円×通所児童生徒	上限30名
		体験活動費	年 50,000 円×通所児童生徒	上限30名
		資質向上支援費	年 100,000円	図書購入費等
		資格取得支援費	年 250,000円	講座受講料
千葉市	フリースクール等	教材教具整備費	<年額>500,000円	通所者数規定あり
(千葉県)	民間施設	体験学習経費		
※政令市		施設借上料		
札幌市	フリースクール等	指導体制整備	<年額>	2年以上の実績
(北海道)	民間施設	教材や体験学習	8 名以下 : 1,600,000 円	運営費低額で補助が
※政令市		等に係る経費の	9 名~16 名 : 2,000,000 円	必要と認められる施
		一部を助成	17 名~24 名:2, 400, 000 円	設
			25 名~32 名 : 2,800,000 円	
			33 名以上 : 3, 200, 000 円	
太田市	民間施設	職員確保	<年額>1,900,000円	2年以上の実績
(群馬県)		カウンセラー配置		運営費低額で補助が
		体験・実習費		必要と認められる施
		施設借上料		設
つくば市	民間施設	人件費、報償費、	補助対象経費の2分の1	平日週3以上開所
		旅費、需要費、		課業時間内 4 時間以上
		役務費、委託料、		基本分・加算分によ
		使用料及び賃借		り算出
		料、備品購入費		

# 上尾市教育センター「不登校児童生徒保護者の会」(仮称)

# 1 目 的

- (1) 不登校を経験した本人や保護者の話を聞き、当時の思いや現在の様子について知り、 今後の見通しをもてるようにする。
- (2) 不登校児童生徒の保護者同士が知り合い、語り合い、気持ちや情報を共有することで、今後の見通しや活力をもつことができるようにする。
- 2 日 時 令和6年10月 日( ) 午前・午後 時~

※1時間程度を予定

- 3 場 所 上尾市教育センター プレイルーム
- 4 対 象 不登校児童生徒の保護者 ※教育センター利用の有無は問わない
- 5 定 員 30名程度(先着順)
- 6 内 容
- (1) 所長挨拶
- (2) 教育センター紹介 (適応指導教室紹介含む)
- (3) インタビュー「不登校当時を振り返る」 過去に教育センターに通っていた親子へのインタビュー(予定)
- (4) グループ交流「インタビューを聞いて、今後について思うこと」
- (5) アンケート記入 ※協力いただける方のみ

### 7 その他

- (1) 参加希望者は、参加申込書に必要事項を記入の上、教育センターに提出する。
- (2)途中参加・途中退席可とする。
- (3) 参加者にアンケートを依頼し、次回以降の参考とする。
- (4) 保護者の会終了後、希望者には教育センターツアー、個別相談タイムを実施する。